プランの総合的な推進

プランの推進は、あらゆる分野と密接な関わりを持つことから、行政が市民、事業所、各種団体等との連携を図りながら取り組んでいくことが重要です。

また、庁内においても職員が男女共同参画の意識を持ち、全庁的に総合的・効果的に取り組むことが必要です。

このため、プランを着実に推進する庁内組織である「燕市男女共同参画推進会議」を中心として、推進状況等の把握や、各所管課で実施する施策の推進に男女共同参画の視点を反映させると共に、研修の充実や職員意識調査などを通して、男女共同参画意識の普及・啓発を図っていきます。

さらに有識者、市民等で構成する「燕市男女共同参画推進懇話会」から市がめざす男女共同参画社会の実現に向け、プランについての意見や提言をいただきます。

男女共同参画推進のために市が取組むべきこと(上位８位まで)

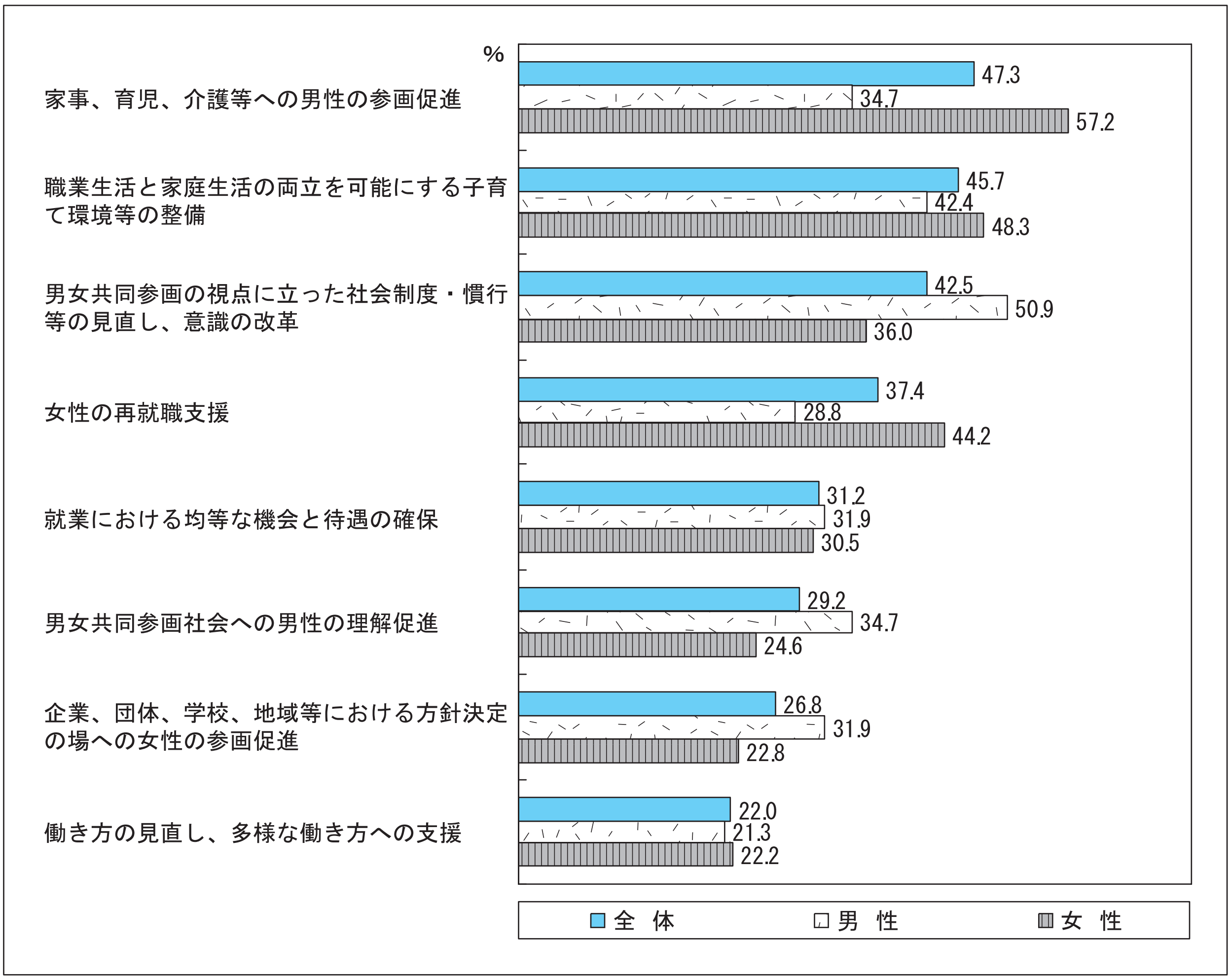

（資料：男女共同参画に関する市民意識調査）

方 針

1 市役所内の推進体制の整備

男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的・効果的に推進するための体制の整備を図り、実行します。

施　　策	説　　明	
1．男女共同参画推進会議の開催	男女共同参画の施策を総合的・効果的に推進するため推進会議を開催します。	
	⑴　男女共同参画推進会議の開催	地 域 振 興 課
2．男女共同参画推進懇話会の開催	市長の諮問に対し答申するほか、男女共同参画の推進に関する意見や提言を行います。	
	⑴　男女共同参画推進懇話会の開催	地 域 振 興 課

方 針

② 市民、事業所、各種団体、関係機関との連携・協力

市民、事業所、各種団体等が協力して取り組むと共に、国、県等関係機関と連携を図りながら男女共同参画を推進します。

施　　策	説　　　明	
1．国、県、他市町村等との連携・協力	国、県、他市町村等との情報交換を図り連携・協力しながら男女共同参画の推進を図ります。	
	⑴　国、県、他市町村等との連携・協力	地 域 振 興 課
2．市民、事業所、各種団体等との連携・協力	市民、事業所、各種団体等と連携・協力しながら男女共同参画の推進を図ります。	
	⑴　市民、事業所、各種団体等との連携・協力	地 域 振 興 課

方 針

③ 市役所内における男女共同参画の推進

市職員の意識啓発を実施し、職場内の男女共同参画を推進します。

施　策	説　明	
1．公的刊行物の表現についての確認	市広報等の表現に男女共同参画の視点について確認します。	
	(1)　公的刊行物の表現についての留意	地域振興課
2．女性職員の登用・職域の拡大	女性職員の能力・意欲に応じた登用や職域の拡大を推進します。	
	(1)　男女共同参画職場の促進 (2)　ポジティブ・アクション（※）導入の検討	人事秘書課 人事秘書課
3．セクシュアル・ハラスメントの防止	職場内におけるセクシュアル・ハラスメント防止の意識啓発や相談体制の充実を図ります。	
	(1)　セクシュアル・ハラスメント防止のための研修会の開催	人事秘書課
4．男女共同参画推進のための研修会の開催	職員に男女共同参画の視点を持てる意識啓発の研修を実施します。	
	(1)　男女共同参画の推進と研修の充実	地域振興課
5．男性職員の育児休業取得の推進	男性職員の育児休業が取得しやすい職場環境を促進します。	
	(1)　男性職員の育児休業取得の推進	人事秘書課
6．定期的な調査の実施	男女共同参画推進をするため、職員の意識調査を実施し、職場慣行等の見直しをします。	
	(1)　職員意識調査の実施	地域振興課

※　ポジティブ・アクション（積極的改善措置）
　様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供すること。

方 針

④ プランの推進状況の調査・確認

プランの推進状況を把握し、その結果を報告します。見直しに必要な調査を実施します。

施　策	説　明	
1．プランの推進状況の把握と主な結果の公表	毎年、プランの推進状況を把握し、その結果を公表します。	
	(1)　推進状況の把握と公表	地域振興課
2．定期的な調査の実施	プランの見直しのため市民意識調査を定期的に実施します。	
	(1)　市民意識調査の実施（再掲）	地域振興課
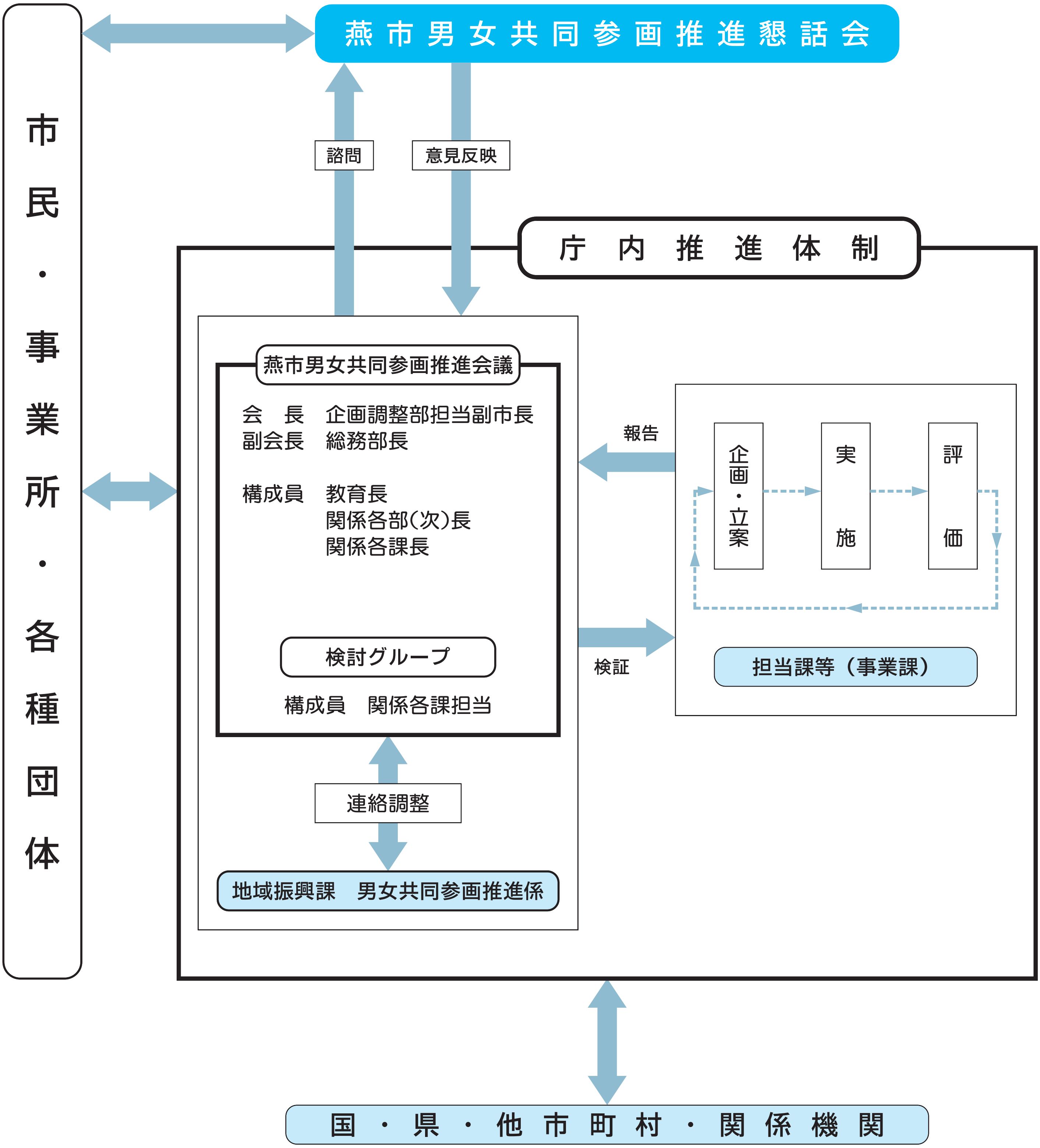
男女共同参画の推進体制